…組合同盟の国際労働会議に対する本質的態度は変らないが海員諸体の意向を尊重して宮本氏に投票した　承認決定

二、日本大衆党に関する件

日本大衆党支持には何等変化なく今回の内紛問題に関して党本部のとりたる処置に就き遺憾の点あるも承認する但し今後党の運動方針其他重要議案決定には「労働組合政治部委員会」に計り党支持本体の意向を尊重すること右労働組合政治部連絡委員会を設置し至急要求し組合同盟本部関係の常任執行委員はこのために努力すること

組合同盟関係の常任執行委員は右委員会設立と同時に常任を辞任すること

三、深夜業廃止対策の件

中央委員会の名に於て別転声明書を発表し左記深夜業廃止対策委員会を設置し今後の対策を講ずることに決定　対策委員（関東）上条、望月、須津、橋本、外一名（関西）菊田、村田、田刃氏

四、全國労農青年同盟対策の件

組合同盟青年部を確立し全国労農青年同盟に対しては今迄の個人的加盟を認めたることを取消し至急青年部より声明書を発表すること　決定

五、夏期講習会の件

各組合より一、二名宛講習生を募集し（組合常任者）第一回を七月中に東京に於て開く費用は一円内外とし又地方は地方の事情に依り行ふ講師の旅費は其の地方組合並に聯合会負担のこと

六、全國大会の件

前回の執行委員会にて六月十五・六・七の三日間東京に於て開催すべく決定し各組合支部に通知を出したが関西及九州方面に於ては市町村会選挙後として財政上多くの代議員を送ることが出来ず又組合同盟創立後関西方面で大会を行はない為め本年度は是非関西にて開催されたしとのことを執行委員会は承認した以上要求を承認し期日は十月五・六・七の三日間神戸市に於て開催することに決定

七、財政確立の件

組合員数に応じて従来の滞納の分も至急納入すること、其の具体的方法は執行委員会一任のこと

以上

昭和四年七月四日

日本労働組合同盟本部

（深夜業禁止に対する）

声明書

我が三十万の紡織労働者が永年の間要望したる深夜業の廃止は愈々七月一日より実施せらるゝに至った。而して我等紡織労働者は今日まで多大の犠牲を払ひ来った深夜業の廃止せらるゝに当り労働条件の低下に絶対に反対し其の生活保證を確保せんと欲するものである。

我が紡織資本家は深夜業廃止に依る時間短縮より来る犠牲を、もすれば我等労働者の頭上に擔はせんとしつゝある。我等は七月一日よりの実施後に於ても其の団結の力によって労働条件の低下を防ぎ其の生活保證のために闘はんとするものである。

尚我等は深夜業廃止実施後に於て我等労働者の餘暇利用に関する設備の

4. 10.16
財團法人協調會